

資 料

令和3年6月17日開催

第3回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第 1号	美瑛町個人情報保護条例の一部改正について	-----	1～ 2
議案第 2号	美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部改正について	-----	3～ 4
議案第 3号	美瑛町税条例等の一部改正について	-----	5～32
議案第 4号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	-----	33～38
議案第 5号	美瑛町手数料徴収条例の一部改正について	-----	39～40
議案第 6号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	41～42
議案第 7号	美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について	-----	43～45
議案第 8号	美瑛町老人保健施設条例の一部改正について	-----	46～47
議案第 9号	美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について	-----	48～49
議案第10号	美瑛町農業振興条例の一部改正について	-----	50～51
議案第11号	美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正について	-----	52～53

美瑛町個人情報保護条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

番号利用法の一部改正により、用語の整理及び条項のずれが生じるため、条文の整備を行う。

3 施行期日

令和3年9月1日から施行する。

○美瑛町個人情報保護条例 新旧対照表

令和3年6月17日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第20条の7 【略】 (訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先) 第20条の8 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、第19条の規定にかかわらず、<u>内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第20条の9～第30条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条～第20条の7 【略】 (訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先) 第20条の8 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、第19条の規定にかかわらず、<u>総務大臣</u> 及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第20条の9～第30条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

番号利用法の一部改正により、条項のずれが生じるため、条文の整備を行う。

3 施行期日

令和3年9月1日から施行する。

○美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

令和3年6月17日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号利用法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号利用法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町税条例等の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する。

2 改正の概要

（1）町民税

①個人町民税の非課税範囲の規定の改正

町民税の均等割及び所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いが見直されたことに伴い規定の整備を行うもの。

（第24条第2項、附則第5条第1項の改正規定（第1条））

令和6年1月1日施行

②寄附金税額控除の規定の改正

特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲が見直されたことに伴い規定の整備を行うもの。

（第34条7第1項の改正規定（第1条））

令和4年1月1日施行

③扶養親族申告書の電子提出に係る規定の改正

給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認が廃止されたことに伴い規定の整備を行うもの。

（第36条の3の2第4項、第36条の3の3第4項の改正規定（第1条））

令和3年4月1日適用

④公的年金等受給者の扶養申告の範囲の改正

公的年金受給者の非課税限度額における国外居住親族の取扱いが見直さ

れたことに伴い規定の整備を行うもの。

(第36条の3の3第1項の改正規定(第1条))

令和6年1月1日施行

⑤退職所得申告書の定義に係る規定の整備及び電子提出に係る規定の改正
退職所得申告書の定義に係る規定の整備及び申告書の電子提出に係る税務署長の承認が廃止されたことに伴い規定の整備を行うもの。

(第53条の8、第53条の9の改正規定(第1条))

令和3年4月1日適用

⑥特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例期間の延長に伴う改正

セルフメディケーション税制の特例期間が令和4年度までから令和9年度までに延長することに伴い規定の整備を行うもの。

(附則第6条の改正規定(第1条))

令和4年1月1日施行

⑦新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除拡充・延長に伴う改正

住宅借入金等特別税額控除の対象の拡大及び期間を延長することに伴い規定の整備を行うもの。

(附則第25条第2項(第1条))

令和3年4月1日適用

(2) 固定資産税

①浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設

民間事業者による自主的な雨水貯留浸透施設の整備を後押しするため、認定計画に位置づけられた雨水貯留浸透施設について、課税標準額を条例で3分の1とする特例措置を、令和6年3月31日までの間に限って講じる規定を創設する。

(附則第10条の2第3項(第1条))

令和3年4月1日適用

附則第10条の2第24項の追加規定（第1条）
特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律
（令和3年法律第31号）の施行の日施行

②新型コロナ感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置の延長

新型コロナ感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性向上特別措置法の改正を前提に適用期限を2年延長する規定の整備を行う。

（附則第10条の2第24項の削除規定（第1条））

令和3年4月1日適用

（附則第10条の2第27項の改正規定（第1条））

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律

（令和3年法律第70号）の施行の日施行

③土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の改正

令和3年度評価替えに伴い、現行の負担調整措置が令和5年度まで延長されたことに伴い用語の意義についての規定の整備を行う。

（附則第11条の改正規定（第1条））

令和3年4月1日適用

④令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例の改正

評価替え年度以外の年度における土地の価格の下落修正について規定したもので、特例措置を令和4年度又は令和5年度においても適用できることに伴う規定の整備を行う。

（附則第11条の2の改正規定（第1条））

令和3年4月1日適用

⑤宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の改正

令和3年度評価替えに伴い、現行の負担調整措置が令和5年度まで延長されたことに伴い規定の整備を行う。

（附則第12条の改正規定（第1条））

令和3年4月1日適用

⑥農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の改正

令和3年度評価替えに伴い、現行の負担調整措置が令和5年度まで延長されたことに伴い規定の整備を行う。

(附則第13条の改正規定(第1条))

令和3年4月1日適用

⑦令和3年度に限り課税標準額を据え置く規定の整備

新型コロナウイルス感染症の影響から社会経済活動が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる。

(附則第12条、附則第13条の改正規定(第1条))

令和3年4月1日適用

(3) 特別土地保有税

①特別土地保有税の課税の特例の改正

令和3年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置が令和5年度まで延長されたことに伴い特別土地保有税の課税の特例について規定の整備を行う。

(附則第15条の改正規定(第1条))

令和3年4月1日適用

(4) 軽自動車税

①環境性能割の非課税期間の延長に伴う改正

軽自動車税の環境性能割の非課税の期間を令和3年3月31日から令和3年12月31日までに延長する規定の整備を行うもの。

(附則第15条の2の改正規定(第1条))

令和3年4月1日適用

②グリーン化特例の軽減変更及び期間の延長に伴う改正

軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）のうち、50パーセント軽減及び25パーセント軽減の対象を営業用車に限定した上で、特例の期間を2年間延長する規定の整備を行うもの。

（附則第16条の改正規定（第1条））

令和3年4月1日適用

（5）その他地方税法の改正等に伴う条文整備

①地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等により改正された地方税法の条項ずれなどに伴い、条文の整備を行うもの。

（第81条の4、附則第10条の2、附則第15条の2の2、附則第16条の2（第1条））

令和3年4月1日適用

②令和2年改正条例第4条の改正規定

（第48条、第50条第4項、第52条第3項、附則第4条（第2条））

令和3年4月1日適用

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>第 1 条～第 2 3 条 【略】 （個人の町民税の非課税の範囲）</p> <p>第 2 4 条 【略】</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が 2 8 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 1 0 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 1 7 万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第 2 5 条～第 3 4 条の 6 【略】 （寄附金税額控除）</p> <p>第 3 4 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第 1 に掲げるもの</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 2 1 7 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する</u></p>	<p>第 1 条～第 2 3 条 【略】 （個人の町民税の非課税の範囲）</p> <p>第 2 4 条 【略】</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が 2 8 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 1 0 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 1 7 万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第 2 5 条～第 3 4 条の 6 【略】 （寄附金税額控除）</p> <p>第 3 4 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第 1 に掲げるもの</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 2 1 7 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金（_____</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ウ 所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関するものに限る。）</p> <p>エ 所得税法施行令第 2 1 7 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金（法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>オ 所得税法施行令第 2 1 7 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 0 年政令第 1 5 5 号）附則第 1 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>カ 所得税法施行令第 2 1 7 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である事業に関連するものに限る。）</p> <p>キ 所得税法施行令第 2 1 7 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを</u></p>	<p>_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ウ 所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（_____当該法人の主たる目的である業務に関するものに限る。）</p> <p>エ 所得税法施行令第 2 1 7 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金（法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを<u>除く。</u>_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>オ 所得税法施行令第 2 1 7 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 0 年政令第 1 5 5 号）附則第 1 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>カ 所得税法施行令第 2 1 7 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金（_____当該法人の主たる目的である事業に関連するものに限る。）</p> <p>キ 所得税法施行令第 2 1 7 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを<u>除く。</u>_____</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ク 所得税法施行令第 2 1 7 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>ケ 【略】</p> <p>コ 租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。</u>）</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第 3 4 条の 8～第 3 6 条の 3 【略】 (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第 3 6 条の 3 の 2 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第 4 8 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。</u></p>	<p>_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ク 所得税法施行令第 2 1 7 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金（_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ケ 【略】</p> <p>コ 租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの_____及び次号に掲げる寄附金を除く。）</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第 3 4 条の 8～第 3 6 条の 3 【略】 (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第 3 6 条の 3 の 2 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第 1 9 8 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている_____場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。</u></p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>次条第 4 項及び第 5 3 条の 9 第 3 項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 【略】</p> <p>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第 3 6 条の 3 の 3 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（年齢 1 6 歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第 4 8 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>次条第 4 項_____において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 【略】</p> <p>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第 3 6 条の 3 の 3 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第 2 0 3 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>5 【略】 第 3 6 条の 4～第 5 3 条の 7 の 2 【略】 （特別徴収税額） 第 5 3 条の 8 第 5 3 条の 7 の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 （1） 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第 1 項の規定による申告書（以下この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに第 5 3 条の 1 0 第 1 項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第 1 項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第 5 3 条の 3 及び第 5 3 条の 4 の規定を適用して計算した税額 （2） 【略】 2 【略】 （退職所得申告書） 第 5 3 条の 9 【略】 2 【略】 3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 4 8 条の 1 8 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること</p>	<p>5 【略】 第 3 6 条の 4～第 5 3 条の 7 の 2 【略】 （特別徴収税額） 第 5 3 条の 8 第 5 3 条の 7 の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 （1） 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第 1 項の規定による申告書（以下本条、次条第 2 項及び第 5 3 条の 1 0 第 1 項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第 1 項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第 5 3 条の 3 及び第 5 3 条の 4 の規定を適用して計算した税額 （2） 【略】 2 【略】 （退職所得申告書） 第 5 3 条の 9 【略】 2 【略】</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>ができる。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</p> <p>第 5 3 条の 1 0～第 8 1 条の 3 【略】 （環境性能割の税率）</p> <p>第 8 1 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第 4 5 1 条第 1 項（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 1</p> <p>(2) 法第 4 5 1 条第 2 項（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 2</p> <p>(3) 【略】</p> <p>第 8 1 条の 5～第 1 5 1 条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 4 条の 2 【略】 （個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第 5 条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 3 3 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、3 5 万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 1 0 万円を加算した金額（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金</p>	<p>第 5 3 条の 1 0～第 8 1 条の 3 【略】 （環境性能割の税率）</p> <p>第 8 1 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第 4 5 1 条第 1 項（同条第 4 項_____において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 1</p> <p>(2) 法第 4 5 1 条第 2 項（同条第 4 項_____において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 2</p> <p>(3) 【略】</p> <p>第 8 1 条の 5～第 1 5 1 条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 4 条の 2 【略】 （個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第 5 条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 3 3 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、3 5 万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族_____の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 1 0 万円を加算した金額（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 3 年 6 月 1 7 日
第 3 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>額に 3 2 万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第 2 3 条第 1 項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2～3 【略】</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第 6 条 平成 3 0 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 3 4 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは、「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 3 1 4 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第 7 条～第 1 0 条 【略】</p> <p>（法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p> <p>第 1 0 条の 2 【略】</p> <p>2 【略】</p>	<p>額に 3 2 万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第 2 3 条第 1 項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2～3 【略】</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第 6 条 平成 3 0 年度から令和 4 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 3 4 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは、「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 3 1 4 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第 7 条～第 1 0 条 【略】</p> <p>（法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p> <p>第 1 0 条の 2 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 法附則第 1 5 条第 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p>
<p>3 法附則第 1 5 条第 1 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 とする。</p> <p>4 法附則第 1 5 条第 2 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>5 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号に規定する市町村の条例で定</p>	<p>4 法附則第 1 5 条第 1 9 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 とする。</p> <p>5 法附則第 1 5 条第 2 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>6 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号に規定する市町村の条例で定</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 3 年 6 月 1 7 日
第 3 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>める割合は3分の2とする。</p> <p><u>6</u> 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>7</u> 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>8</u> 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>9</u> 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>1 0</u> 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>1 1</u> 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>1 2</u> 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>1 3</u> 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>1 4</u> 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>1 5</u> 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>1 6</u> 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>1 7</u> 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>める割合は3分の2とする。</p> <p><u>7</u> 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>8</u> 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>9</u> 法附則第 1 5 条第 2 8 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>1 0</u> 法附則第 1 5 条第 2 8 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>1 1</u> 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>1 2</u> 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>1 3</u> 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>1 4</u> 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>1 5</u> 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>1 6</u> 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>1 7</u> 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>1 8</u> 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 3 年 6 月 1 7 日
第 3 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p><u>1 8</u> 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ロに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p>	<p><u>1 9</u> 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ロに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p>
<p><u>1 9</u> 法附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ハに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p>	<p><u>2 0</u> 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ハに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p>
<p><u>2 0</u> 法附則第 1 5 条第 3 0 項に規定する市町村の条例で定める 割合は 3 分の 2 とする。</p>	<p><u>2 1</u> 法附則第 1 5 条第 3 4 項に規定する市町村の条例で定める 割合は 3 分の 2 とする。</p>
<p><u>2 1</u> 法附則第 1 5 条第 3 4 項に規定する市町村の条例で定める 割合は 2 分の 1 とする。</p>	<p><u>2 2</u> 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める 割合は 2 分の 1 とする。</p>
<p><u>2 2</u> 法附則第 1 5 条第 3 5 項に規定する市町村の条例で定める 割合は 3 分の 2 とする。</p>	<p><u>2 3</u> 法附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する市町村の条例で定める 割合は 3 分の 2 とする。</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>2 4</u> 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める 割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同 意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律 第 2 5 号）第 3 8 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画を いう。第 2 7 項において同じ。）に定める業種に属する事業の 用に供する法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する機械装置等を含 む。）とする。</p>
<p><u>2 3</u> 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める 割合は 3 分の 2 とする。</p>	<p><u>2 5</u> 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める 割合は 3 分の 2 とする。</p>
<p><u>2 4</u> 法附則第 1 5 条第 4 6 項に規定する市町村の条例で定める割 合は 3 分の 1 とする。</p>	
<p><u>2 5</u> 法附則第 1 5 条の 8 第 2 項に規定する市町村の条例で定め る割合は 3 分の 2 とする。</p>	<p><u>2 6</u> 法附則第 1 5 条の 8 第 2 項に規定する市町村の条例で定め る割合は 3 分の 2 とする。</p>
<p><u>2 6</u> 法附則第 6 4 条に規定する市町村の条例で定める割合は零 （生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促</p>	<p><u>2 7</u> 法附則第 6 4 条に規定する市町村の条例で定める割合は零 （生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>進基本計画（<u>中小企業等経営強化法（平成 1 1 年法律第 1 8 号）第 5 0 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。</u>）に定める業種に属する事業の用に供する<u>法附則第 6 4 条に規定する特例対象資産</u>を含む。）とする。</p> <p>第 1 0 条の 3 【略】 （土地に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第 1 1 条 【略】 （<u>令和 4 年度又は令和 5 年度</u>における土地の価格の特例）</p> <p>第 1 1 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 6 1 条の規定にかかわらず、<u>令和 4 年度分又は令和 5 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 5 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 6 1 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録さ</p>	<p>進基本計画_____</p> <p>_____に定める業種に属する事業の用に供する<u>同条</u>に規定する<u>家屋及び構築物</u>を含む。）とする。</p> <p>第 1 0 条の 3 【略】 （土地に対して課する<u>平成 3 0 年度から令和 2 年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第 1 1 条 【略】 （<u>令和元年度又は令和 2 年度</u>における土地の価格の特例）</p> <p>第 1 1 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 6 1 条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和 2 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 2 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 6 1 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録さ</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>れたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 1 2 条 宅地等に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（<u>令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和 4 年度分及び令和 5 年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3</p>	<p>れたものとする。 （宅地等に対して課する<u>平成 3 0 年度から令和 2 年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 1 2 条 宅地等に係る<u>平成 3 0 年度から令和 2 年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（<u>（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）</u>を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和 4 年度分及び令和 5 年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 6 以上 0. 7 以下のものに係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得</u></p>	<p>4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</u></p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 6 以上 0. 7 以下のものに係る<u>平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得</u></p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>第 1 2 条の 2～第 1 2 条の 3 【略】</p> <p>（農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 1 3 条 農地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分</p>	<p>た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 7 を超えるものに係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>第 1 2 条の 2～第 1 2 条の 3 【略】</p> <p>（農地に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 1 3 条 農地に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 _____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
<p style="text-align: center;">【略】</p>	<p style="text-align: center;">【略】</p>
<p>第13条の2～第14条の2 【略】 （特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」と</p>	<p>第13条の2～第14条の2 【略】 （特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」と</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>し、「令第 5 4 条の 3 8 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 5 4 条の 3 8 第 1 項に規定する価格（法附則第 1 1 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 【略】</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第 1 5 条の 2 法第 4 5 1 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 1 0 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日までの間（附則第 1 5 条の 5 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 8 0 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第 1 5 条の 2 の 2 【略】</p> <p>2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車法第 4 4 6 条第 1 項（同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 4 5 1 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 2 9 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>し、「令第 5 4 条の 3 8 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 5 4 条の 3 8 第 1 項に規定する価格（法附則第 1 1 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 【略】</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第 1 5 条の 2 法第 4 5 1 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項 _____ において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 1 0 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日 _____ までの間（附則第 1 5 条の 5 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 8 0 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第 1 5 条の 2 の 2 【略】</p> <p>2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車法第 4 4 6 条第 1 項（同条第 2 項 _____ において準用する場合を含む。）又は法第 4 5 1 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項 _____ において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 2 9 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>3・4 【略】 第 1 5 条の 3～第 1 5 条の 7 【略】 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第 1 6 条 法附則第 3 0 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する車両番号の指定（次項から第 8 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 8 2 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="210 826 1108 906" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">【略】</div>	<p>3・4 【略】 第 1 5 条の 3～第 1 5 条の 7 【略】 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第 1 6 条 法附則第 3 0 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する車両番号の指定（次項から第 5 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 8 2 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="1169 826 2067 906" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">【略】</div>
<p>2 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 2 条の規定の適用については_____</p> <hr/> <p>_____、当該軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="210 1353 1108 1433" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">【略】</div>	<p>2 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 2 条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="1169 1353 2067 1433" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">【略】</div>

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>3 法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この条 _____ において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第 8 2 条の規定の適用については _____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="203 820 1108 898" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">【略】</div>	<p>3 法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第 8 2 条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="1167 820 2072 898" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">【略】</div>
<p>4 法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 8 2 条の規定の適用については _____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="203 1366 1108 1449" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">【略】</div>	<p>4 法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="1167 1366 2072 1449" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">【略】</div>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 3 年 6 月 1 7 日
第 3 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>5 【略】</p> <p>6 <u>法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第 3 0 条第 7 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>8 <u>法附則第 3 0 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和</u></p>	<p>5 【略】</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p><u>4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u> <u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車</u> <u>両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別</u> <u>割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄</u> <u>に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、 3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用 を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をする ときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に 規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。） に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第16条の3～第24条 【略】</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控 除の特例）</p> <p>第25条 【略】</p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイル</u> <u>ス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合にお</u> <u>ける附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中</u> <u>「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」</u> <u>とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、 3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用 を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をする ときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に 規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。） に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第16条の3～第24条 【略】</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控 除の特例）</p> <p>第25条 【略】</p>

第 2 条による改正（美瑛町税条例等の一部を改正する条例（令和 2 年美瑛町条例第 1 5 号）の一部改正）

新	旧
<p>第 1 条～第 4 7 条の 6 【略】 （法人の町民税の申告納付）</p> <p>第 4 8 条 【略】 2～8 【略】</p> <p>9 法第 3 2 1 条の 8 第 6 0 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 6 0 項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 1 1 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 1 1 項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>1 0～1 4 【略】</p> <p>1 5 第 1 2 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 1 2 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 1 2 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>1 6 【略】</p> <p>第 4 9 条 【略】 （法人の町民税に係る不足税額の納付の手続き）</p> <p>第 5 0 条 【略】 2・3 【略】</p> <p>4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（こ</p>	<p>第 1 条～第 4 7 条の 6 【略】 （法人の町民税の申告納付）</p> <p>第 4 8 条 【略】 2～8 【略】</p> <p>9 法第 3 2 1 条の 8 第 5 2 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 5 2 項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 1 1 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 1 1 項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>1 0～1 4 【略】</p> <p>1 5 第 1 2 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第 3 2 1 条の 8 第 6 1 項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 1 2 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 1 2 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>1 6 【略】</p> <p>第 4 9 条 【略】 （法人の町民税に係る不足税額の納付の手続き）</p> <p>第 5 0 条 【略】 2・3 【略】</p> <p>4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（こ</p>

第 2 条による改正（美瑛町税条例等の一部を改正する条例（令和 2 年美瑛町条例第 1 5 号）の一部改正）

新	旧
<p>れに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 3 1 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第 4 8 条の 1 5 の 4 第 4 項に規定する町民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) ・ (2) 【略】</p> <p>第 5 1 条 【略】 （法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第 5 2 条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第 5 0 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第 4 8 条の 1 5 の 4 第 4 項に規定する町民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提</p>	<p>れに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 3 1 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項に規定する町民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) ・ (2) 【略】</p> <p>第 5 1 条 【略】 （法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第 5 2 条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第 5 0 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項に規定する町民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提</p>

第 2 条による改正（美瑛町税条例等の一部を改正する条例（令和 2 年美瑛町条例第 1 5 号）の一部改正）

新	旧
<p>出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 5 2 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>第 5 3 条～第 1 5 1 条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 3 条の 2 【略】</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第 4 条 当分の間、日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5. 5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5. 5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第 2 項の規定により第 5 2 条第 1 項_____に規定する延滞金の割合を前条第 2 項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第 7 5 条の 2 第 1 項（同法第 1 4 4 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第 3 2 1 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限_____</p> <p>_____が当該年 5. 5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第 5 2 条の規定による延滞金にあっては、当該年 5. 5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第 5 2 条第 1 項_____に</p>	<p>出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 5 2 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>第 5 3 条～第 1 5 1 条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 3 条の 2 【略】</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第 4 条 当分の間、日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5. 5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5. 5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第 2 項の規定により第 5 2 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の割合を前条第 2 項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第 7 5 条の 2 第 1 項（同法第 1 4 4 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第 3 2 1 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定により延長された法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限が当該年 5. 5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第 5 2 条の規定による延滞金にあっては、当該年 5. 5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第 5 2 条第 1 項及び第 4 項に</p>

美瑛町都市計画税条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

（1）宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例の改正

固定資産税と同様に、令和3年度の評価替えに伴い、現行の負担調整措置が令和5年度まで延長されたことに伴い規定の整備を行う。

（附則第7項から附則11項の改正規定）

（2）農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例の改正

固定資産税と同様に、令和3年度の評価替えに伴い、現行の負担調整措置が令和5年度まで延長されたことに伴い規定の整備を行う。

（附則第12項、附則第14項、附則第15項の改正規定）

（3）令和3年度に限り課税標準額を据え置く規定の整備

固定資産税と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる。

（附則第7項、附則第12項の改正規定）

（4）その他地方税法の改正等に伴う条文整備

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等により改正された地方税法の条項ずれなどに伴い、条文の整備を行う。

（附則第15項の改正規定）

3 施行期日

公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】 附 則</p> <p>1 【略】 (法附則第15条第16項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 【略】 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度まで の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度まで の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度</p>	<p>第1条～第6条 【略】 附 則</p> <p>1 【略】 (法附則第15条第19項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第47項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 【略】 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額</p>

新	旧
<p>分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規</p>	<p>（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規</p>

新	旧
<p>定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>1 0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 6 以上 0. 7 以下のものに係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 (第 1 8 項を除く。)) 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 7 を超えるものに係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 (第 1 8 項を除く。)) 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>1 0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 6 以上 0. 7 以下のものに係る<u>平成 3 0 年度から令和 2 年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 (第 1 8 項を除く。)) 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 7 を超えるものに係る<u>平成 3 0 年度から令和 2 年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 (第 1 8 項を除く。)) 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成 3 0 年度から令和 2 年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)</p>

新	旧
<p>1 2 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div data-bbox="224 938 1122 1002" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">【略】</div> <p>1 3 【略】</p> <p>1 4 法附則第15条第1項、<u>第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>1 5 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税に</p>	<p>1 2 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div data-bbox="1182 938 2080 1002" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">【略】</div> <p>1 3 【略】</p> <p>1 4 法附則第15条第1項、<u>第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>1 5 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税に</u></p>

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和 3 年 6 月 1 7 日
第 3 回美瑛町議会定例会資料

新	旧
については、法附則第 2 5 条の 3 の規定を適用しないことができる。	については、法附則第 2 5 条の 3 の規定を適用しないことができる。

美瑛町手数料徴収条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

番号利用法の一部改正により、個人番号カードの再交付に係る手数料は、地方公共団体情報システム機構との委託契約に基づき徴収することとなるため、個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削除する。（別表中第15の項の削除）

3 施行期日

令和3年9月1日から施行する。

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和3年6月17日
第3回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
第1条～第7条 【略】 附則 【略】 別表（第2条関係）			第1条～第7条 【略】 附則 【略】 別表（第2条関係）		
手数料の種類	単位	金額	手数料の種類	単位	金額
1～14 【略】			1～14 【略】		
15 営業及び事業に関する証明	1件につき	700円	15 個人番号カードの再交付	1枚につき	800円
16～39 【略】			16 営業及び事業に関する証明	1件につき	700円
備考 【略】			17～40 【略】		
			備考 【略】		

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

基準府令が条例の従うべき基準とされているため、改正内容に準じて用語の整理を行うもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和3年6月17日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第41条 【略】 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 【略】 2・3 【略】</p> <p>4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 【略】</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 【略】</p> <p>6～9 【略】</p> <p>第43条～第53条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第41条 【略】 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 【略】 2・3 【略】</p> <p>4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項_____の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 【略】</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 【略】</p> <p>6～9 【略】</p> <p>第43条～第53条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

基準省令が条例の従うべき基準等とされているため、改正内容に応じて用語の整理及び規定の追加を行う。

① 用語の整理

② 事業利用に関する利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を認める規定の追加

3 施行期日

(1) 2-①の改正 公布の日から施行する。

(2) 2-②の改正 令和3年7月1日から施行する。

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和3年6月17日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>目次 第1章～第5章 【略】 第6章 雑則（第49条・第50条） 第1条～第5条 【略】 （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1）・（2） 【略】 （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を</p>	<p>目次 第1章～第5章 【略】 第6章 雑則（第49条_____） 第1条～第5条 【略】 （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号_____において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1）・（2） 【略】 （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を</p>

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和3年6月17日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>提供すること。</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）</u>であって、町長が<u>適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>第7条～第48条 【略】</p> <p>第6章 雑則</p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>(施行規定)</p> <p>第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>提供すること。</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が<u>適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>第7条～第48条 【略】</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(施行規定)</p> <p>第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町老人保健施設条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

別表（第6条関係）に定める利用料のうち、食費について、朝食10円、昼食30円、夕食13円をそれぞれ増額する。

3 施行期日

令和3年8月1日から施行する。

○美瑛町老人保健施設条例 新旧対照表

令和3年6月17日
第3回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
第1条～第10条 【略】 附則 【略】 別表（第6条関係） 1 居住費 【略】 2 食費				第1条～第10条 【略】 附則 【略】 別表（第6条関係） 1 居住費 【略】 2 食費			
種別	朝食	昼食	夕食	種別	朝食	昼食	夕食
1食	<u>360円</u>	<u>630円</u>	<u>455円</u>	1食	<u>350円</u>	<u>600円</u>	<u>442円</u>

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

新たに美瑛町二地域居住体験住宅となる幸町体験住宅2号室を整備することに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 別表第1及び別表第2の幸町体験住宅を幸町体験住宅1号室に改める。
- (2) 別表第1に幸町体験住宅2号室の名称及び位置を規定する。
- (3) 別表第2に幸町体験住宅2号室の名称及び使用料を規定する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町二地域居住体験住宅条例 新旧対照表

令和3年6月17日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧																																
第1条～第8条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第2条関係）	第1条～第8条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第2条関係）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルケの森体験住宅</td> <td>美瑛町字白金</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（大）</td> <td>美瑛町字水沢春日台第2</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（中）</td> <td>美瑛町字水沢春日台第2</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（小）</td> <td>美瑛町字水沢春日台第2</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅1号室</td> <td>美瑛町幸町3丁目1番34号</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅2号室</td> <td>美瑛町幸町3丁目1番31号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	ビルケの森体験住宅	美瑛町字白金	水沢体験住宅（大）	美瑛町字水沢春日台第2	水沢体験住宅（中）	美瑛町字水沢春日台第2	水沢体験住宅（小）	美瑛町字水沢春日台第2	幸町体験住宅1号室	美瑛町幸町3丁目1番34号	幸町体験住宅2号室	美瑛町幸町3丁目1番31号	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルケの森体験住宅</td> <td>美瑛町字白金</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（大）</td> <td>美瑛町字水沢春日台第2</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（中）</td> <td>美瑛町字水沢春日台第2</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（小）</td> <td>美瑛町字水沢春日台第2</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅</td> <td>美瑛町幸町3丁目1番34号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	ビルケの森体験住宅	美瑛町字白金	水沢体験住宅（大）	美瑛町字水沢春日台第2	水沢体験住宅（中）	美瑛町字水沢春日台第2	水沢体験住宅（小）	美瑛町字水沢春日台第2	幸町体験住宅	美瑛町幸町3丁目1番34号						
名称	位置																																
ビルケの森体験住宅	美瑛町字白金																																
水沢体験住宅（大）	美瑛町字水沢春日台第2																																
水沢体験住宅（中）	美瑛町字水沢春日台第2																																
水沢体験住宅（小）	美瑛町字水沢春日台第2																																
幸町体験住宅1号室	美瑛町幸町3丁目1番34号																																
幸町体験住宅2号室	美瑛町幸町3丁目1番31号																																
名称	位置																																
ビルケの森体験住宅	美瑛町字白金																																
水沢体験住宅（大）	美瑛町字水沢春日台第2																																
水沢体験住宅（中）	美瑛町字水沢春日台第2																																
水沢体験住宅（小）	美瑛町字水沢春日台第2																																
幸町体験住宅	美瑛町幸町3丁目1番34号																																
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">使用料（1月当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルケの森体験住宅</td> <td style="text-align: right;">82,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（大）</td> <td style="text-align: right;">63,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（中）</td> <td style="text-align: right;">52,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（小）</td> <td style="text-align: right;">42,000円</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅1号室</td> <td style="text-align: right;">61,000円</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅2号室</td> <td style="text-align: right;">60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料（1月当たり）	ビルケの森体験住宅	82,000円	水沢体験住宅（大）	63,000円	水沢体験住宅（中）	52,000円	水沢体験住宅（小）	42,000円	幸町体験住宅1号室	61,000円	幸町体験住宅2号室	60,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">名称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルケの森体験住宅</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">1月</td> <td style="text-align: right;">82,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（大）</td> <td style="text-align: right;">63,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（中）</td> <td style="text-align: right;">52,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（小）</td> <td style="text-align: right;">42,000円</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅</td> <td style="text-align: right;">61,000円</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅</td> <td style="text-align: right;">60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料		単位	金額	ビルケの森体験住宅	1月	82,000円	水沢体験住宅（大）	63,000円	水沢体験住宅（中）	52,000円	水沢体験住宅（小）	42,000円	幸町体験住宅	61,000円	幸町体験住宅	60,000円
名称	使用料（1月当たり）																																
ビルケの森体験住宅	82,000円																																
水沢体験住宅（大）	63,000円																																
水沢体験住宅（中）	52,000円																																
水沢体験住宅（小）	42,000円																																
幸町体験住宅1号室	61,000円																																
幸町体験住宅2号室	60,000円																																
名称	使用料																																
	単位	金額																															
ビルケの森体験住宅	1月	82,000円																															
水沢体験住宅（大）		63,000円																															
水沢体験住宅（中）		52,000円																															
水沢体験住宅（小）		42,000円																															
幸町体験住宅		61,000円																															
幸町体験住宅		60,000円																															
備考 使用期間に1月未満の端数がある場合は、1月とする。	備考 使用期間に1月未満の端数がある場合は、1月とする。																																

美瑛町農業振興条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

本町の未来の農業につながる事業を推進するため、将来を見据えた経営を行う農業者や生産組織等への支援を図る必要があることから、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

助成対象事業の範囲及び助成金の額を拡充するため、第10条を改正する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町農業振興条例 新旧対照表

令和3年6月17日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第9条 【略】 （助成及び対象事業）</p> <p>第10条 町長は、農業者、生産組織、農業者団体及び農業団体が実施する事業のうち、特に本町の農業振興上必要と認められる事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 対象事業の範囲及び助成金の額は、規則で定める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第11条～第17条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条～第9条 【略】 （助成及び対象事業）</p> <p>第10条 町長は、農業者、生産組織、農業者団体及び農業団体が実施する事業のうち、特に本町の農業振興上必要と認められる次に掲げる事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。</p> <p>(1) 生活環境の整備に関する事業</p> <p>(2) 土地基盤の整備に関する事業</p> <p>(3) 生産団地育成に関する事業</p> <p>(4) 生産施設整備に関する事業</p> <p>(5) 農業後継者育成に関する事業</p> <p>(6) 技術開発に関する事業</p> <p>(7) 家畜改良及び増殖に関する事業</p> <p>(8) 林業振興に関する事業</p> <p>(9) 花き、そ菜、園芸作物、特産物等の開発振興に関する事業</p> <p>(10) 地力維持増進に関する事業</p> <p>(11) 農畜産物の流通及び市場開拓に関する事業</p> <p>(12) 観光農園等に関する事業</p> <p>(13) その他町長が特に必要と認める事業</p> <p>2 前項に定める助成金の額は、その事業に要した費用のうち、町長が必要と認めた額の3分の1以内とする。ただし、前項第1号の事業については、別に定める基準による。</p> <p>第11条～第17条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

美瑛町農業技術研修センターに、農業技術の向上を図るための農業技術実証展示圃場を置くことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

新技術や新品種栽培の実証を行う農業技術実証展示圃場を美瑛町字美瑛原野5線及び美瑛町字藤野第1に置くため、第2条を改正する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町農業技術研修センター条例 新旧対照表

令和3年6月17日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧						
<p>第1条 【略】 (名称及び位置)</p> <p>第2条 この施設は、美瑛町農業技術研修センター（以下「センター」という。）と称し、美瑛町字美瑛原野5線に置く。</p> <p>2 センターに、農業技術の向上を図るための農業技術実証展示圃場を次のとおり置く。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 農業技術実証展示圃場</td> <td>美瑛町字美瑛原野5線</td> </tr> <tr> <td>第2 農業技術実証展示圃場</td> <td>美瑛町字藤野第1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第11条 【略】 附則 【略】</p>	名称	位置	第1 農業技術実証展示圃場	美瑛町字美瑛原野5線	第2 農業技術実証展示圃場	美瑛町字藤野第1	<p>第1条 【略】 (名称及び位置)</p> <p>第2条 この施設は、美瑛町農業技術研修センター（以下「センター」という。）と称し、美瑛町字美瑛原野850番501に置く。</p> <p>第3条～第11条 【略】 附則 【略】</p>
名称	位置						
第1 農業技術実証展示圃場	美瑛町字美瑛原野5線						
第2 農業技術実証展示圃場	美瑛町字藤野第1						

美瑛町議会会議規則の一部改正要旨

1 改正の要旨

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものである。また、議会への請願手続きについて、押印の義務付けを見直すため、以下のとおり規則の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 育児、介護など議会への欠席事由を整備（第2条第1項）
- (2) 産前・産後の欠席期間を規定（第2条第3項）
- (3) 請願者に一律に求めている押印の義務付けについて、署名又は記名押印とする改正（第89条）

3 施行期日

令和3年7月1日から施行する。

○美瑛町議会会議規則 新旧対照表

令和3年6月18日
第3回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第3条～第88条 【略】 (請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日<u>及び</u> <u>請願者の住所</u>（法人の場合にはその所在地 ）を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 【略】</p> <p>第90条～第129条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u> _____のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>議員</u> _____が<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u> _____ _____ _____ _____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第3条～第88条 【略】 (請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければ</u> _____ならない。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第90条～第129条 【略】 附 則 【略】</p>